

第 131 号	Super Highway J R 東労組バス関東本部	
発行日 2023. 6.16		J R 東労組ホームページ

申 12 号 2023 年度夏季手当等

に関する緊急再申し入れ



6月16日、JRバス関東本部は、JR東労組バス関東申12号として「2023年度賃金引き上げ等に関する緊急再申し入れ」を行いました。

JR東労組は6月16日、申11号第3回団体交渉において、会社から「基準内賃金の月額1.8カ月分とする。」との回答が示されました。コロナ禍における特別手当については3年間求め続け労使議論を積み上げたにもかかわらず、今回も回答が示されることはありませんでした。この間の交渉経過を踏まえると要求とは乖離があり熟慮された回答とは思えず、納得できません。

会社が、「最大の目標は黒字必達」を掲げることは否定しませんが、第3回交渉で、「黒字必達」と繰り返し述べている姿勢は会社の経営のみを優先し、組合員・社員の労働実感や生活実感、離職への危機感を軽視しているのではないかと疑わざるを得ません。組合員・社員の努力や苦勞に対する評価を改めて求め、組合員の皆さんと共に最後までたたかい抜いていきます。

記

1. 申11号「2023年度夏季手当等に関する申し入れ」に対する「基準内賃金の月額1.8カ月分とする。」との回答を撤回し、2023年度夏季手当を基準内賃金の2.5ヶ月とすること。
2. 申11号「2023年度夏季手当等に関する申し入れ」に対する「基本給及び都市手当ならびに扶養手当それぞれの月額を1.4倍した額」との回答を撤回し、契約社員Aは社員に準ずること。
3. 契約社員B及び臨時雇用員は一律5万円を加算すること。
4. 約3年間続いたコロナ禍における、厳しい労働実感・生活実感のなかでの奮闘に対する特別手当として、全従業員（出向者含む）対象に一律10万円を支給すること。
5. 回答については、2023年6月19日までとすること。

以上

JRバス関東で働く仲間を一つに！